

日本安全保障貿易学会
慶應義塾大学 (07.9.8)

イランの核問題と国際社会の対応

浅田正彦 (京都大学)

1. イランの核開発疑惑の経緯

2002.8 反体制組織による秘密の施設建設の暴露

2. IAEA と EU3 による対応

2003.2 イラン、ナタンズの濃縮施設を IAEA に申告

2003.8 IAEA 事務局長報告、ナタンズの濃縮工場で高濃縮ウラン検出

2003.9 IAEA 理事会、報告の不備の是正、追加議定書の署名批准求める決議

2003.10 EU3 とイラン、テヘラン合意声明 (追加議定書署名・批准を決定、追加議定書の
実施、ウラン濃縮活動・再処理活動の自発的停止)

2003.12 イラン、追加議定書署名

2004.2 カーン博士の「核の闇市場」でイランに遠心分離機提供の証言

2004.11 EU3 とイラン、パリ合意 (すべての濃縮関連活動・再処理活動の自発的停止、
長期的取極め交渉期間中停止を維持)

2005.8 イラン、アフマディネジャド大統領就任、長期的取極め提案拒否、ウラン転換活
動再開

2005.9.24 IAEA 理事会、イランの保障措置協定違反を決議

2006.1 イラン、封印を撤去して、ウラン濃縮関連研究開発開始を宣言

2006.2.4 IAEA 理事会、安保理への報告を決議

2006.2.5 イラン、IAEA との自発的な措置をすべて停止し、包括的保障措置のみ履行の宣
言

3. 安保理による対応

2006.3.29 安保理議長声明

2006.6.6 EU3+3、長期的な合意の包括的提案

2006.7.31 安保理決議 1696 (国連憲章第 7 章第 40 条)

イランに対して、「研究および開発を含むすべての濃縮関連活動および再処理活動を停
止して IAEA による検認を受ける」よう「要求 (demands)」(第 2 項)

すべての国に対して、イランの濃縮関連活動、再処理活動および弾道ミサイル計画に
貢献しうる品目等の移転を防止するよう要請 (calls upon) (第 5 項)

2006.12.23 安保理決議 1737 (国連憲章第 7 章第 41 条)

イランが、研究および開発を含むすべての濃縮関連活動および再処理活動、ならびにすべての重水関連プロジェクト(研究炉を含む)の作業を停止し IAEA による検認を受けることを決定(decides)(第 2 項)

すべての国が、イランの濃縮関連活動、再処理活動、重水関連活動、核兵器運搬システム開発に貢献しうる品目等のイランへの移転を防止するために必要な措置をとり、それらの品目等のイランからの調達を禁止することなどを決定(decides)(第 3、4、7 項)

2007.3.24 安保理決議 1747 (国連憲章第)

すべての国に対して、イランの核拡散機微活動の従事者や支援者の入国・通過を制限するよう要請(calls upon) すべての国が、そのような入国・通過を安保理委員会に通報することを決定(decides)(第 2 項)

すべての国が、あらゆる武器および関連物資のイランからの調達を禁止することを決定(decides)(第 5 項)

すべての国に対して、大型通常兵器のイランへの移転を制限し、すべての国と国際金融機構に対して、イランに対する新たな金融支援約束等を原則として行わないよう要請(calls upon)(第 6、7 項)